

令和6年度第3回子ども・子育て会議

文化会館視聴覚室

2月18日(火)18時30分～

出席者:10名 欠席者:1名

所属	氏名
和木こども園PTA会長	坂田 敬太
和木こども園PTA副会長	伊藤 翔太
和木小学校PTA会長	植木 義彦
和木小学校PTA副会長	石川 寛子
母子保健推進協議会会長	米本 道江
主任児童委員	原川 幸江
山口県幼児教育アドバイザー	佐伯 公夫
和木こども園長	岸本 京子
和木こども園副園長	松井 千登世
和木こども園副園長	福村 和子

事務局:松井事務局長、米村事務局長補佐、竹田係長、吉兼係長

関係課:正木課長補佐(保健福祉課)、上岡係長(保健福祉課)

遠田保健師(保健相談センター)、應和保健師(保健相談センター)

関係資料は別添

開会	
松井事務局長	あいさつ。
事務局(米村)	和木町子ども・子育て会議設置要綱第6条第2項の規定により委員総数11人に対し、10人出席、欠席者1名、委員の半数以上の会議成立を報告。
議題1 パブリックコメントの結果についての説明	
佐伯会長	では、議題1の「パブリックコメントの結果について」説明を事務局お願いします。
事務局(米村)	それでは説明をさせていただきます。パブリックコメントの実施方法ですが、期間は、令和7年1月10日から令和7年1月20日までの10日間で実施しました。実施場所は教育委員会の教科書センター及び和木町公式ホームページで、意見の募集を幅広く行ったところです。ですが、この期間中、パブリックコメントの応募が1件もございませんでした。 他団体でも、応募が少ないという状況から、何らかの工夫が相当必要なんじゃないかなというところがありますので、今後工夫等をしながら

	ら、多くの方々から、意見がいただけるように工夫したいと思います。以上です。
佐伯会長	はい、ありがとうございました。この件について何かご質問、委員さん方からございませんでしょうか？ 特に意見がなかったということでよろしいですか。
議題2 第3期和木町子ども・子育て支援事業計画案の説明について	
佐伯会長	それでは、二つ目の議題に入ります。第 3 期和木町子ども子育て支援事業計画案について、事務局より説明をお願いします。
事務局(米村)	お手元の資料は白黒印刷ですが、ホームページについては、カラー版を掲載することを予定しております。 この表紙ですが、裏表紙にも説明がありますが、子どもたちからのアンケートやヒアリングに基づき作成したものとなります。作成過程については、お読み取りいただけたらと思うんですが、子どもたち様々な感性でいろんなことを言っていたいたり、中学生からも和木町の課題等ついて、いろいろとご意見いただいておりますが、①からですが、子どもたちから出た意見を反映したイラストを関連付けるように配置をしております。今回はこども園の子ども、小学生は今回ここには入っていませんが、中学生、なかなか子どもたちの意見を計画に盛り込むところをすごく悩みました。その中で表紙を具体的にみんなの気持ちということイメージし、反映させていただき、この表紙を作成させていただいております。 続きまして、計画全体の素案からの変更点を説明させていただこうと思います。8 ページになりますが、合計特殊出生率の推移、これは期間が短かったので、もう少し長い期間の数値を掲載しております。それから、10 ページです年齢別女性就業者数および就業率、こちらについても少し情報量が少なかったので、期間を広く追加しております。 それから、こども家庭センター事業というところで、18 ページになるんですが、ここには、こども家庭センターのロゴマークを入れております。このマークについては、保健相談センターで考案されたようなので、その辺も踏まえて、こども家庭センターについて、保健相談センターから説明をいただけたらと思うんですが、よろしく願いできますでしょうか？
保健相談センター(遠田)	はい。保健相談センター兼こども家庭センターの遠田です。いつもお世話になります。今、ご紹介いただきましたこども家庭センター「すくすく」についてなんですけれども、この令和 6 年 6 月 1 日に、今まで実施しているところと特に大差はないんですが、相談機能を強化するという

	ことで従来から児童福祉法に伴うこども家庭総合支援拠点と母子保健法に伴う子育て世代包括支援センターの機能の相談機能をより強化するというので、6 月 1 日に保健相談センター内にこども家庭センターの方を設置いたしました。こちらのロゴなんですけれども、主任保健師の国領が考案したイラストになります。 このスマイル笑ってるこのマークの中にはいろんな願いを込めております。各支援機関で、お子さんの笑顔を守れるように、みんなが笑顔で過ごせるようにという思いを込めて発案をいたしました。画面の方のカラー刷りの方にちょっと目を向けていただきたいんですけれども waki というアルファベットを並び替えると、絵文字でですねスマイルの絵になるということと、この 4 色が和木町のシンボルカラーの 4 色のピンク、黄色、青、緑の方を使って発案をさせた構図を考えさせていただいております。子どもなんですけれども、和木町の皆さんが笑顔で日々過ごせるようにというような思いを込めて、保健相談センターの方で作成したイラストです。
事務局(米村)	ありがとうございました。 それから、42 ページなんですけど、基本目標について、SDGs との繋がりを持たせております。17 つある目標の中で関連しそうなところを関連付けて SDGs のロゴマークを配置しております。43 ページ 44 ページについても同様に、SDGs との関連性を紐付けております。お配りするものがカラーじゃないのが少し残念なんですけど、ホームページ上ではカラーになります。 それから 56 ページについてです。こども誰でもの通園制度、正式名称は乳幼児等通園制度なんですけど、和木町においては、令和 8 年度から実施する予定となっております。これは給付事業となって全国の自治体で実施する事業となっております。令和 7 年度は試行的運用として地域子ども子育て支援事業のメニューに入ります。全国一律に給付するものではありません、最初は、地域子ども・子育て支援事業の項目に含めていたんですが、切り離す必要があったため、地域子ども・子育て支援事業から独立させております。事業の概要を簡単に説明しますと、6 ヶ月から 3 歳未満の子どもさんをお持ちの保護者が月当たり 10 時間子どもを預けることができる。このような仕組みで、子どもさんの育ちを中心に考えて子どものための預ける制度という意味合いが強い預かり制度です。現在、国の方でも、予約システム等を開発中であり、令和 7 年度中には試行的運用が始まるんですが、それに合わせて稼働することとされております。こども誰でも通園制度については、町の方針等決

	まりましたら、子ども・子育て会議において、ご審議いただくようになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それから、和木学園のページを新しく追加しております。前回、素案では間に合わなかった部分なのですが、和木学園構想とは、みんなが先生みんなが生徒というコンセプトとする町全体で推進している「まちづくり」事業です。町の事業全てに関連する事業となります。この学園構想とこどもまんなかの取り組みを一体的に捉え、推進していきたいと考えているところであり、和木学園のページを今回追加をしています。先立って、教育委員会の中でも、放課後子ども教室「わきあいキッズ」皆さんご存知かもしれませんが、この活動の中においても、こどもまんなかの取り組みをできたら良いなという議論を進めてまいりました。令和 6 年 10 月に、7 年度の事業計画を作成するために、子どもの意見をぜひ聞いてみようということで、社会教育主事が和木小学校の児童全員を対象にし「子どもの意見いただきますアンケート」を実施しました。260 人の回答がありました。この内容を基に、令和 7 年度の事業を検討いたしました。アンケートの内容には、どんな教室があったら参加してみたいですかという内容で、今まで子どもの意見は特に徴収することもなく、事業を行ってきたんですが、新しい取り組みとなります。 また、来年度は、子どもたちが提案して先生として取り組む事業も計画しておりますので、和木学園からもどんどん「こどもまんなか」を発信していきたいと考えております。なお、この和木学園のページ中の写真については、今年度、子どもたちが様々な取り組みを行った事業の一部を掲載しております。一番上ですが、和木中の美術部の生徒による年賀状の作成教室、これ生徒が先生となった事例の一つです。2 番目は、和木小学校の 150 周年の記念式典のときの児童企画で、児童それぞれが先生として活躍したときのものとなっております。この辺りの考えを入れるために、子ども子育て支援事業計画にも和木学園事業を盛り込んでいるところです。また、次期総合計画の策定に際しても、中学生のアンケートを実施するなどしております。このように様々なところで子どもの意見聴取を今行っているところです。次に 53 ページを開いていただけたらと思います。保健相談センター事業の新規の事業がいくつかございますので、保健相談センターから説明をしていただけたらと思うんですがお願いできますか。
保健相談センター (遠田)	では 53 ページの 3 項目目にあります妊婦包括相談支援事業、新規ということでご説明させていただきます。新規事業にはなっておりま

	すが、従来からの母子保健事業、妊娠届の母子健康手帳を交付して、妊娠期には妊娠 7 ヶ月面談、赤ちゃんがご誕生されましたら乳児訪問等ということで、切れ目のない支援を提供するために伴走型支援ということを目指して、各種母子保健事業を必要な方にきちんとお届けできるように強化している事業です。従来のものをよりの強化をして、必ず必要な方の手元にそういったサービス、公共サービスが届くように努めてまいりたいと思っている事業です。 続けて、54 ページの方の 1 項目目の産後ケア事業、こちらも新規事業となっておりますが、こちらの方は、より産前産後の母子の世帯の方の心身のケアや育児のサポート等を、対象者さんのニーズに応じて、宿泊型で休養の機会を提供する事業であったり、デイサービス型で小規模ではあるんですが、例えば助産院等で、そういった方々の心身のケアや育児のサポートを行うようなサービス、そして利用者さんのご自宅の方に出向きまして、直接アウトリーチのサービスをお届けするっていうような、それぞれのニーズに応じた形で提供できるようなスタイルをこちらの事業で設けてまいりたいと思っております。 続けて、児童育成支援拠点事業と、56 ページの子育て世帯訪問支援事業、親子親子関係形成支援事業につきましては、母子保健と児童福祉の方の一体化を図るということで、児童虐待防止の観点で導入を検討している、または新規で取り組んでいくっていうような事業になります。和木町が、社会資源だったり、そういった委託ができる事業者さん等の確保も難しいという状況で、近隣市町の状況等を、踏まえ、導入等は検討していきたいと思っています。54 ページの児童育成支援拠点事業、こちらは特に子どもの居場所作りと、日中のそういった児童のケアが必要なご家庭にいろいろな包括的にサービスを提供するような事業となっておりますが、こちらについては、特に現時点実施の予定はないんですけれども、先程も申しました通り近隣市町と連携しながら設置等は検討していきたいと考えております。55 ページの上の段にあります子育て世帯訪問支援事業につきましては、来年度、令和 7 年度から新規事業で取り組む予定にしております。直接ご家庭の方に訪問支援員さんが訪問いたしまして、育児支援、家事支援等のニーズに応えるようなアウトリーチ型のサービスとなっております。こちらも、児童虐待予防の観点もありますので、いろいろとケース理解をしながら、各ご家庭のニーズに合う形でサービスを提供したいと考えております。 最後に 55 ページの親子関係形成支援事業につきましては、県内でもまだ 1 自治体しか取り組みがなく、進捗が難しいような事業ですが、
--	--

	養育環境上、様々な課題があるご家庭に対して、親子間の適切な関係性の構築を図るために、いろんな相談員・支援員が関わるような事業になりますが、こちらも本町のみでの実施が困難ですので、今後は、近隣市町と連携しながら、設置に向けて検討していきたいと考えております。
事務局(米村)	ありがとうございました。それから前回の素案から追加したのが、基本目標6の子どもの貧困対策の推進ということで 86 ページになるんですが、こちらについては、保健福祉課より説明をお願いできたらと思います。よろしくお願いします。
保健福祉課 (正木)	86 ページを開きただけだと思います。保健福祉課の正木といいます。皆様長時間でお疲れ様でございます。保健福祉課からは、86 ページから 95 ページの子どもの貧困対策の推進という部分について説明をさせていただけたらと思います。最初に、この貧困という言葉についてなんですが、生活水準が毎日、衣食住に困るレベルの絶対的なものではなくて、生活はできるけれども経済的に苦しい、相対的なものを指します。YouTube とかテレビ CM とかで、最近をよく相対的貧困みたいな感じで流れてきますので目にされた方も多いのではないかと思います。この相対的な貧困にある子どもたちは、医療や学習、進学の手がかりが与えられている機会が少ないです。子ども時代の格差が、そのまま大人になって将来的な経済的な格差に繋がり、その結果、その子どもたちである次の世代も同様な状況に陥るという負のスパイラルが生じることがよくあります。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境と整備、教育の機会の均等を図る子どもの貧困対策が重要なものとなっております。令和元年6月に、子ども対策の推進に関する法律が改正され、その後「子どもの貧困対策に関する大綱」が制定されました。改正後の法律において、各市町の貧困対策の計画を定めるよう、努力義務が規定されております。今回追加させていただきます。 国や県の動向を踏まえて、和木町においても子ども困対策計画を今回の計画と一緒に策定したいと考えております。86 ページの下には、四つの政策、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援というものが書いてあると思います。これが国の大綱にも定められておって、これら四つを柱とし、これまで示してきた基本目標1から基本目標5までの各政策について振り分けを行い、実施していきたいと考えております。以上、保健福祉課からの説明となり

	ます。
事務局(米村)	はい、ありがとうございました。事務局からは、追加した事項等について説明は以上になります。
佐伯会長	はい、ありがとうございました。今いろいろ説明ありましたが、委員さんの方の何かご質問はございませんでしょうか？
委員	前回、前回前々回の会議のときとかもなんか話があって、男女差別みたいな、男子女子とか、いう言葉で何かあったかもしれないけど、そもそも(和木学園見開き)この左下のBoyとかGirlとか、いいのかなと思うんですよね。
事務局(米村)	これはですね、和木学園構想を考えたときのフレーズなので、今回これを新たに作成したわけではありません。言葉遊びでBoyとかGirlと表現しています。その議論が活発でない時代からの和木学園構想なんで、そこまで踏まえて設定されてないっていうところがお気づきかなと思うんですけど。和木学園構想については、そこは網羅できてないというところがございます。
委員	中学校とか小学校とか結構シビアなだろう的な部分だと聞いているんで。
事務局(米村)	この計画の内容だけ、和木学園構想の一部を変えてしまうのもどうかと覆います、純粋に和木学園の内容掲載しているだけなので修正しないかも知れませんが、検討はさせていただこうと思います。この辺を除けばいいのかなと思ったりしますので、検討させていただけたらと思います。ありがとうございます。
佐伯会長	今の件はよろしいでしょうか？ケースにもよるけど、例えば何年度作成とかですね。 スタート年度が見えとるのも一つの手かもしれないな。ちょっとした工夫なんですけども、そんな気もしております。はい、どうぞ。
事務局(松井)	今の件、すごくありがたいご意見です。 今、この学Boy学びたGirlがそういった言葉なんですけど、これはただ単に男の子、女の子、に押しつけるものではないというふうにちょっと私、考えております。ただ、この先、将来ですね、この言葉がどうなるか、いいのかどうなのか、必要な議論だとは考えますので、先ほど補佐の米村が申し上げました通り、検討させていただきます。すごくありがたいご意見だと考えます。
事務局(米村)	すいません補足させていただきますと、言葉遊びなんです。BoyだけじゃなくGirl、やっぱり両方の性のどちらにも属さないっていう視点が、おそらく当時はなかった希薄だったんじゃないでしょうか。それで

	このような書き方をしたんじゃないかなというのが実際のところですよ。すいません。くどいようになるかもしれませんが、検討させていただいて、消せれば消すかもしれないしそのままになるかもしれません。そのときは、消えなかったんだなと思っていただけたらと思います。ありがとうございました。
佐伯会長	大事な視点のご指摘でしたが、他にご意見ありますか。
委員	意見ではないんですけども 83 ページですくすくフェスタの開催ってところなんですけど、母子保健推進協議会が主催するってなってるんですけど、主催は母子保健推進協議会ではないんです。 下の写真もすくすくフェスタの写真ではなくて福祉まつりですね。修正していただけたらと思います。
佐伯会長	訂正したらどうなりますか。
保健相談センター (遠田)	すくすくフェスタ実行委員会ですね。 各種団体で成り立ってるし実行委員会です。
佐伯会長	写真はどう変えますか。
事務局(米村)	この部分は写真 2 枚にしてもいいかなと思うので共同開催ってことで、福祉まつりと、すくすくフェスタの両方にさせていただきます。
佐伯会長	福祉まつりが入って、すくすくフェスタも一枚入るってということですね よろしくお願いいたします。今のようなご指摘もいろいろありますが立場で何かありましたら。
委員	ちょっと、デリケートな質問っていうか、どうなってるんだろうかなってというのがちょっとあって。中学生とかに対して性教育とかって、何かやられてるのかなと。
事務局(米村)	やっています。 講演会を毎年実施しております。今年度は、講師 2 名を呼んで、助産師さんだったと思うんですけど、中学校生徒対象とした講演会を行いました。
委員	それって男子と女子一緒。それとも分けて。
事務局(米村)	一緒だったかと。
保健相談センター (遠田)	補足させていただくと、性に関する教育は従来の小学生からカリキュラム上、保健体育の方で第2次性徴のことだったりとか含めて教育されていて、中学校でも引き続き身体の変化であったり心の変化であったりを保健体育の教科の中で学ぶ機会がある。それと、養護教諭等もそのような内容に携わることがあるんですけども、今、紹介したその性の講演会に関しては、その時々で、学年はいろいろ、対象学年を何年生に

	するとか、全校生徒を対象にするとか、企画内容は様々であります、同じ場面で男子生徒も女子生徒も一堂に会して、同じ講話を助産師の命の大切さや命の誕生に関することでお互いを思いやるであったりとか、気遣うというような内容で、企画されて講演会は実施されてます。
事務局(米村)	毎年 1 回は予算がついてますので、毎年実施しています。
佐伯会長	他にございますでしょうか？
委員	55 ページで先ほど保健センターの方からもご説明があった新規の子育て世帯訪問支援事業で、訪問支援員が訪問ってなってるんですけどそれはどのような方が訪問されるのですか
保健相談センター(遠田)	これで検討しているのは、サービス内容が家事援助だったりとか、育児の援助でちょっとした食材の買い出しだったりとかで、イメージとしては、ヘルパーさんです。今、実際ヘルパーさんに委託する予定ではあるんですが。そういった方が担えるような、食材の買い出し、簡単な調理だったり、おうちの整理整頓だったりとか清掃、そういったことができる支援員になります。
委員	外部のところに依頼するということですね。
保健相談センター(遠田)	はい、そうです。
佐伯会長	よろしいでしょうか。 ということで、支援員をヘルパーさんと捉えてください。他には何かございますか。ないようでしたらここですね、第 3 期子ども子育て支援事業計画についての承認を取りたいと思いますが、承認される方は拍手でお願いいたします。
委員	拍手多数により承認。
佐伯会長	はい、ありがとうございます。拍手多数と認めます。計画はこれで承認をされました。
議題3 概要版のイメージについての説明	
佐伯会長	続きまして、議題の3つ目であり、概要版のイメージについて事務局よりご説明をお願いします。
事務局(米村)	薄い方のお配りしている資料お手元にありますか。概要版についての説明をさせていただきます。前をご覧いただいたら、先ほど同様にカラー印刷となっております。これもおそらく一色刷りなのでお手元の資料と変わらない出来栄になると思います。 表紙についてはですね、概要版ということで、赤い白抜き文字で概要版と標記しております。1 ページ目から説明しますと、子どもを取り巻く環境として、人口の推移等を掲載しております。それから 2 ページ目

	といたしましては、計画の理念、計画の期間を掲載しております。3 ページには、計画の全体像として、基本理念のキャッチフレーズの掲載を3 ページにはしております。それから4 ページ目については、計画の体系、目標について記載をさせています。5 ページ目については、ちょっと見づらいんですが、基本目標六つに対してのSDGsとの相関表を掲載しております。6 ページ目7 ページ目についてはですね、給付事業として、保育園のニーズ量とかこども園のニーズ量とか、幼稚園のニーズ量とか、そういったものを掲載しております。こども誰でも通園制度についても7 ページに記載をさせていただいております。それから8 ページ9 ページです。こちらについては、地域子ども子育て支援事業についての目標値と確保方策について掲載をさせていただいております。10 ページ11 ページ目についてはですね、10 ページについては計画の推進に向けてということで、PDCA サイクルに基づく計画の管理について説明を掲載させていただいております。11 ページ目、こどもまんなかの取り組みといたしまして、本編と同様にどのようなフレーズで表紙を作ったよってというところの説明をさせていただいております。最後に、子ども・子育て支援関連施設ということで、関連する関連施設の紹介です。こども家庭センター、子育て支援センター、放課後児童クラブ、スマイルルーム(教育支援センター)この括弧書きのところは要検討で修正させていただくかもしれません。そして和木町教育委員会、こちらを掲載させていただいております。概要版については、以上で説明を終わります。
佐伯会長	皆さん見られていかがだったでしょうか。本編に加え、この概要版の説明もありましたが、またご意見を伺えたらと思います。 はい、岸本先生。
委員	本編には、先ほどからいろんな意見が出て和木学園のページが入ってるんですけど、概要版にはないので、こちらの方にも和木の特色としての和木学園構想の「誰でも先生誰でも生徒」という内容を、概要の中にも入れたらいいのではないかと思います。
佐伯会長	いかがでしょうか。和木学園の2 ページを概要版にも載せるという案が委員から出ております。
事務局(米村)	岡田さん、和木学園追加できますか
地域科学(岡田)	はい、可能です。
佐伯会長	皆さんよろしいですか。和木学園の構想も概要版に追加ということでよろしく願います。 そのような意見、また気になる意見いろいろありましたら、皆さん方

	どうですか。
委員	こども誰でも通園制度というのは、国が決めてるんですよね、大体月10時間って。これを延長する考えはありますか。
事務局(米村)	今、国の方でも試行的運用を得た上で、10時間に定めるかどうかというところも検証していくのだと思います。基本10時間以上のところは、国の方は説明会の方では、想定してないような形です。確か、福岡とかはそれを上回るような給付を行っています。近隣の広島を見ると、なかなかそういうところがないかなという印象でした。今は、試行的運用をやっているのが、県内は防府市、広島県は、広島市さん、呉市です。10時間の上限を設けていました。子どもさんを、長く預けられた方がいいとは思いますが、令和8年度に開始して、規定値以上の給付ができるかどうかは、様子を見ないと分かりません。ニーズの分析はしてるんですが、今の想定しているキャパシティで受け入れられるかどうかという課題もあったりしてくると思うので、安易に10時間を超えて受け入れるのは、今の段階で難しいと考えております。誰でも通園制度は名の通り希望すれば受け入れてもらえるっていうところをまずは実現するというのが最重要だと思います。
委員	それは和木で言ったらこども園になりますか
事務局(米村)	はいそうですね。 1園しかないのを和木こども園で行います。
委員	ということは、和木こども園はその負担も増えるんですね。
事務局(米村)	昨今、保育士の確保が、難しい状況が続いております。この制度は、給付事業であるため、必ずやらないといけない事業です。来年度どのように舵取りをしていくかという、ご意見等いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。
佐伯会長	こども誰でも通園制度についてはまた来年度しっかり検討しながら進めていくということでご理解をいただけたらと思います。 他概要版について何かご意見はございますか。では本編に続いてご意見がないようでしたら、この概要版についてもご承認いただけるかどうか拍手で確認したいと思います。ご承認いただける方は拍手をお願いいたします。
委員	拍手多数により承認。
佐伯会長	ありがとうございます。拍手多数のため、概要版は承認されました。最後にその他ということで、議事の中で事務局説明は何かありますか。
事務局(米村)	皆様ご審議ありがとうございました。

	計画については、修正等あった場合には、事務局で責任を持って校了させていただけたらと思います。これからのスケジュールについてですが、2 月中には最終の決裁を取り、3 月末までには印刷製本をして、皆様のお手元に製本したものをお届けさせていただけたらと思っています。 また、今回の議事や計画についても、和木町のホームページの方に掲載をする予定にございます。なお、令和 7 年度の会議については、令和 6 年度の状況数値こちらについての報告をさせていただくのと、こども誰でも通園制度についてもご審議をいただく予定でございます。以上でございます
佐伯会長	では、以上で議題の全てを終了いたしました。これから先は事務局にお返しをいたします。よろしくお願いします。
事務局(米村)	佐伯会長どうもありがとうございました。計画案等の承認、皆様どうもありがとうございました。また、長時間にわたり、委員の皆様、お疲れ様でした。お帰りの際は、事故等に十分注意をしてお帰りください。 本日はありがとうございました。